

私たちは日々振興し工夫することで発展していく、社会に必要とされる企業になる事をめざしています。

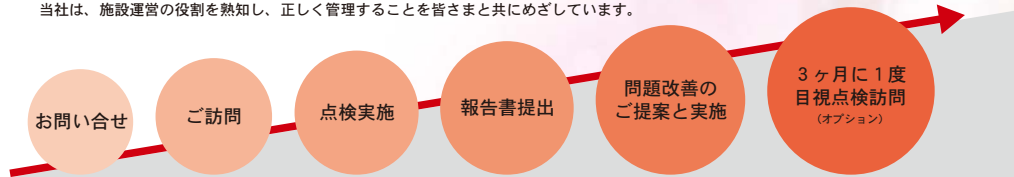
営業内容

- 地下タンク清掃・漏洩検査
- 地下タンククリーニング
- 大型タンク清掃
- 地下タンクFRPライニング
- 地下タンク設備の改修工事
- 産業廃棄物収集運搬（廃油、汚泥）
- 地下タンクコーティング
- ホームタンククリーニング
- 受水槽高架水槽清掃点検

現代社会において、CO2削減のため化石燃料からの脱却と相反する既存設備の延命バランスが重要な課題となっています。当社では、年間6,000基の施工実績、40年間蓄積されたノウハウを持った地下タンクのエキスパートが最先端技術でニーズに応えます。

サービスご利用の流れ

- 設備の寿命を延ばすための定期的なメンテナンスが事故を未然に防ぐ。
当社は、施設運営の役割を熟知し、正しく管理することを皆さまと共にめざしています。



定期メンテナンスの必要性

第14条3の2（製造所等の定期点検等）において（地下タンク定期圧力点検）が義務付けられ、さらに平成16年4月より消防法及び危険物の規制に関する規則の改正が行われました。施設を持つ企業は今後、より一層環境に対する配慮が必要とされていきます。また、タンク内部清掃においても漏洩事故を未然に防ぐため1回以上の内部清掃及び内部点検が必要とされます。当社はそのお手伝いをさせていただき事業を日々展開しています。

参考資料

- 消防法
第14条3の2（製造所等の定期点検等）政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は、占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は、取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 危険物の規制に関する規則
第62条の4（定期点検を行わなくてはならない時期等）法第14条3の2の規定による定期点検は、1年（告示で定める構造又は設備にあっては告示で定める期間）に1回以上行わなければならない。

補助金申請

- 土壌汚染検知検査補助事業……………地下タンク埋設配管漏洩検査
 - 石油製品漏洩管理設備設置補助事業……………高精度油面計
 - 地下タンク漏洩防止規制対応推進事業……………地下タンクFRPライニング
- 補助金申請代行します（給油所限定）
※申請代行は無料

 **日振工発株式会社**
http://www.nissin-kh.co.jp
地下タンク清掃・漏洩検査・FRPライニング

本 社 ◆ 東京都葛飾区東金町6-21-16 TEL03-3600-2722 福島営業所 ◆ 福島県郡山市栗根1-9-19 TEL024-973-5715
東北支店 ◆ 宮城県仙台市宮城野区萩野町4-4-28 TEL022-284-5890 千葉工場 ◆ 千葉県白井市河原子天神後259-1 TEL047-497-0202
山梨営業所 ◆ 山梨県中巨摩郡昭和町清水新屋1278-3-312 TEL0555-230-2211

私たちは日々振興し工夫することで発展していく、社会に必要とされる企業になる事をめざしています。

詳しい内容はホームページでご確認いただけます [ニッシンコウハツ](#) 検索

Corporate Profile

 **日振工発株式会社**
http://www.nissin-kh.co.jp